就労継続支援Ｂ型事業所クオーレ　重要事項説明書

本重要事項説明書は、社会福祉法人淡路島福祉会が運営するクオーレ（以下「事業者」とします。）とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第７６条に基づき、事業の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

１．事業者の概要

(1)法人について

名　称	社会福祉法人 淡路島福祉会
所　在　地	兵庫県南あわじ市八木寺内３７３番地の１
種　別	社会福祉法人
代表者氏名	八木　英臣
設立年月日	昭和６１年　3月３１日
電話番号	０７９９－４２－５８９９
ファックス番号	０７９９－４３－２８１２

(2)サービス提供施設について

事業所番号	２８１１７００２６５	
名　称	クオーレ	
事業の種別	就労継続支援Ｂ型	
指定年月日	平成２９年　９月１日	
開設年月日	平成２３年１０月１日	
所在地	主たる事業所	兵庫県南あわじ市市円行寺１３５番地の２
	従たる事業所	兵庫県南あわじ市神代地頭方９４３番地の４
管理者氏名	藪脇　久臣	
電話番号	０７９９－４２－２８７７（コパンえんぎょうじ） ０７９９－４２－７２０３（コパンじとほ）	
ファックス番号	０７９９－４２－２８７７（コパンえんぎょうじ） ０７９９－４２－７２０５（コパンじとほ）	
事業実施地域	南あわじ市	

２．事業所の利用

利用定員	２０名（主たる事業所１０名　従たる事業所１０名）
営業時間	午前８時から午後５時３０分
サービス提供時間	原則として午前９時から午後４時
休日	① 土曜日、日曜日 ② GW休暇（5月3日～5月5日） ③ お盆休暇（8月13日～8月15日） ④ 冬期休暇（12月29日～1月3日） 但し、休日を行事等で開所する場合、年間予定表を発行します。

３．基本理念・運営方針

基本理念	共感　共存　共栄
運営方針	①基本的人権を重んじ、個人を尊重したケア計画に基づくサービスを提供する。 ②勤労を通して生きがいや働きがいの場を提供する。 ③社会福祉の原点であるノーマライゼーションを基本とする。 ④地域に親しまれ信頼される施設とする。 ⑤ 事業者としての自覚と責任を持った経営を行う。

４．建物・設備等の概要

(1) コパンえんぎょうじ（主たる事業所）

建物	構造	木造かわらぶき平屋建て
	延床面積	４８．３５平方メートル
敷地面積		４９１．９１平方メートル

種類	室数	面積	備考
店舗	1	２８．３３平方メートル	訓練・作業室
厨房	1	１７．３０平方メートル	
トイレ	1	１．３６平方メートル	身障者対応
相談室	1	９．３３平方メートル	グループホームと共用

(2) コパンじとほ（従たる事業所）

建物	構造	鉄骨コンクリート三階建	従たる事業所は一階部分のみ 二階、三階部分はグループホーム
	延床面積	９９．９４平方メートル	
敷地面積		３０４．１３平方メートル	

種　類	室　数	面　積	備　考
店　舗	1	４２．６２平方メートル	
厨　房	1	２８．００平方メートル	
洋式トイレ	1	６．１７平方メートル	身障者対応
和式トイレ	1	１．９２平方メートル	
事務室・休憩室	1	２５．４６平方メートル	

５．施設・設備ご利用上の注意事項

(1) 各施設には、専用の機器、調理器等を設置しています。使用する場合は十分に操作方法の指導を行いますが、勝手な操作はしないでください。また、作業時間以外での操作は禁止します。

(2) 各作業室で使用する道具類は、事業者が管理・保管し、使用前と使用後で記録もしています。取り扱いには十分気をつけてください。

(3) 施設・設備の使用に当たって、利用者の故意または重大な過失により破損に至った場合には実費請求をさせていただく場合があります。

６．従業者の配置

事業者は、障害福祉サービスを提供する者として、厚生労働省が定める指定基準を遵守し、以下の職種の従業者を配置しています。

(1) 職種別配置状況

職種	現員
管理者	1
サービス管理責任者	1

生活支援員 職業指導員	7
目標工賃達成指導員	2

(2) 専門的な支援等に係る従業者の配置状況

① 福祉専門職員等配置加算（Ⅲ）に係る専門職種等の配置状況

生活支援員、職業指導員等の 直接サービス提供に関わる職員	事業所では、一定以上の現場経験年数を有する職員を配置する等、質の高いサービスに向けた職員配置を行っています。

② 目標工賃達成指導員配置加算に係る専門職種の配置状況

目標工賃達成指導員	事業所では、工賃向上計画を作成し、利用者の工賃向上に向けて、積極的な取り組みを進めるための指導員を配置し、より手厚いサービス提供に努めています。

(3) 勤務体系

職　種	勤務体制	
管理者	常勤　日勤 8：30～17：30	
サービス管理責任者	常勤　日勤 8：30～17：30	
生活支援員 職業指導員	常勤 8：00～17：00 8：30～17：30	非常勤 8：00～17：00 （5 時間～7 時間）

7．個別支援計画

事業者は、サービス管理責任者の下、個別支援計画を定めてサービスを提供します。個別支援計画は、市町が決定したサービスの支給量と、利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日等を記載しています。

この個別支援計画は、サービス管理責任者が利用者にその内容を説明し、文書による同意を得たうえで作成し、その写しを利用者に交付します。

なお、利用者は、個別支援計画についての説明を求め、意見を述べることができ、申し出により、個別支援計画を見直すことができます。

8．活動内容の概要

事業者は、利用者に対して、雇用契約を締結しない就労の機会や、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行い

ます。

(1) コパンえんぎょうじ（主たる事業所）

作業内容	作業時間	食事及び休憩
喫茶接客・掃除・洗濯 調理補助・計量	10：00～15：00	12：00～13：00食事 15：00～15：30休憩

(2) コパンじとほ（従たる事業所）

事業	作業・訓練内容	活動時間	食事・休憩時間
就労継続支援B型	パンの製造、販売 店舗内清掃作業	10：00～ 15：00	昼休憩　1時間 休憩　15分

※作業時間については、利用者の個々の状況や、個別支援計画の内容に基づき、変更する場合があります。

９．工賃の支払い

事業者は、事業者が定める工賃支給規程に基づき、作業収入から原材料費、消耗品費、水光熱費、その他作業に必要な経費を差し引いた金額を工賃として利用者に支払います。

１０．サービス利用料金

(1) 障害福祉サービス費の支給対象となるサービス

事業者は、就労継続支援Ｂ型サービスを提供した際は、障害福祉サービス費の支給決定を行った市町村の定める給付費の定率（１割）を利用者負担額として、利用者にお支払いしていただきます。

（１単位＝１０円）

就労継続支援Ｂサービス費	６７３単位/日	
福祉専門職配置等加算（Ⅲ）	６単位/日	
重度者支援体制加算（Ⅱ）	２５単位/日	
目標工賃達成指導員配置加算	４５単位/日	
目標工賃達成指導員達成加算	１０単位/日	
食事提供体制加算	３０単位/日	
送迎加算（Ⅰ）	２１単位/回	
処遇改善加算（Ⅰ）	５．４％/月	

(2) 障害福祉サービス費の支給対象外となる実費負担

次に記載する費用は、障害福祉サービス費の支給対象外となりますので、サービスの提供を希望される場合は、事業者が定める所定の料金をお支払いしていただきます。

① 食材費（３８０円）
② 利用者が参加を希望した行事やレクリエーション等の必要経費の実費
③ 利用者の希望で指定された日常生活用品の購入代金等
④ その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

(3) １日当たりのご利用金額の目安

就労継続支援Ｂサービス費（Ⅰ）	６，７３０円	
福祉専門職配置等加算（Ⅲ）	６０円	
重度者支援体制加算（Ⅱ）	２５０円	
目標工賃達成加算	１００円	
目標工賃達成指導員配置加算	４５０円	
食事提供体制加算	３００円	
送迎加算（Ⅰ）	４２０円	送迎往復利用の場合
食材費	３８０円	給食サービスを利用する場合
１日当たりのご利用料金	８，６９０円	

(4) サービス利用のキャンセルについて

利用者が、サービスの利用をキャンセルする場合は、原則として利用予定日の前日までに事業者に申し出てください。食事提供サービスを利用しており、かつ利用予定日の前日までに申し出のない場合は、キャンセル料として食材費をお支払いしていただきます。

キャンセル料	食材費３８０円	利用予定日の前日までに申し出のない場合

(5) 欠席時の対応について

利用者が、急病等によりサービスの利用を中止した場合は、利用者及びその家族等の同意の上、月４回を上限として電話等による連絡調整や相談援助を行います。

欠席時対応加算	９４単位/回	通常のサービス提供とあわせて利用者負担額として、利用者にお支払いしていただきます。

(6) 欠席時の訪問支援について

継続して利用する利用者が、連続して５日間利用しなかった場合に、利用者及びその家族等の同意の上、月２回を上限として職員が居宅を訪問して相談支援を行います。

訪問支援特別加算	所要時間が１時間以内の場合 １８７単位/回 所要時間が１時間以上の場合 ２８０単位/回	通常のサービス提供とあわせて利用者負担額として、利用者にお支払いしていただきます。

(7) 利用者負担の減免について

１か月あたりのサービス利用に係る定率負担については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯（障害基礎年金１級受給の場合、収入が概ね８０万円以下の世帯）	０円
一般１	市町村民税課税世帯（収入が概ね６００万円以下の世帯）	９，３００円
一般２	上記以外	３７，２００円

１１．利用料金の支払い

利用料金は、１か月ごとに計算し、翌月の１０日に請求しますので、指定された期日（原則、現金の場合：翌月２０日　口座振替：翌月２７日）までにお支払いください。　お支払いの方法については、次のいずれかより選択していただけます。

(1) 指定銀行への振込（振込手数料は利用者負担となります）

振込先

徳島大正銀行　南あわじ支店　普通預金　口座番号５０３１６９４
（口座名義）社会福祉法人淡路島福祉会　理事長　八木 英臣

(2) 口座振替（毎月27日に、ご登録いただいた通帳から引き落となります）

(3) 現金書留による郵送（郵送料は利用者負担となります）

郵送先

〒６５６－０４６１　兵庫県南あわじ市市円行寺１３５番地の２
クオーレ

(4) 窓口への持参

受付先

〒６５６－０４５２　兵庫県南あわじ市神代浦壁１９８番地の１ あわじ障害者地域活動支援センター　きらら　事務所窓口

１２．障害福祉サービス受給者証の確認

障害福祉サービス受給者証の更新等により、記載内容に変更があった場合はできるだけ速やかにお知らせください。また、事業者より受給者証の確認を依頼させていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

１３．サービス実施の記録

(1) 事業所では、サービス提供ごとに実施日時及び実施したサービス内容等を記録し、サービス提供から５年間保管します。

(2) 事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。

１４．苦情の受付について

(1) 事業所における苦情受付及びサービス利用等の相談窓口

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス全般に関するご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情相談受付担当者	サービス管理責任者　　椿原　淳子
苦情相談解決責任者	施設長（管理者）　　藪脇　久臣
受付時間	毎週月曜日から金曜日　午前９時から午後５時
受付窓口	事業所窓口・電話番号　０７９９－４２－２８７７

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市 福祉部福祉課障がい福祉係	所 在 地　南あわじ市市善光寺２２番地の１ 電話番号　０７９９－４３－５２１６
兵庫県社会福祉協議会 兵庫県福祉サービス運営適正化委員会	所 在 地　神戸市中央区坂口通２丁目１－１ 兵庫県福祉センター内 電話番号　０７８－２４２－６８６８

または、在住の市福祉課にご相談下さい。

１５．協力医療機関について

サービス利用中に病院受診の必要性が生じた場合には、緊急性を鑑み、事業者の判断で救急車の要請、公用車による搬送、または家族等への依頼を行います。

以下、協力医療機関の一覧を記載します。

名　称	医療法人新淡路病院	医療法人社団うしお会八木病院
病院長	木戸上　洋一	岡　夏生
診療科目	精神科・神経科・心療内科	内科・外科・整形外科・泌尿器科 リハビリテーション科・皮膚科
所在地	洲本市上加茂４３番地	南あわじ市八木寺内１１４７
電話番号	０７９９－２２－１５３４	０７９９－４２－６１８８
入院設備	あり	あり

１６．非常時・災害時の備え

(1) 各種訓練の実施

非常時や災害時に備えて、年２回以上の避難・防災訓練を実施します。また、所轄警察署協力の下、年１回の防犯訓練を実施します。

(2) 近隣との協力関係

同法人の近隣施設及び淡路広域消防事務組合南淡分署に応援を要請します。

(3) 防火・消防用設備

非常口、排煙窓、ガス漏れ警報器、消火器具を設置しています。また、天井ボード、カーテン、クロス、カーペット等は防炎性の物を使用しています。

１７．実習、ボランティア及び見学者等の受け入れ

事業者が必要と認める場合、実習、ボランティア及び見学者等の受け入れをします。受け入れに当たって、個人情報等の保護につきましては、受け入れ規程に則り、誓約書を交わしております。ご理解をいただき、受け入れをご了承ください。

１８．留意事項

サービス利用にあたってのリスク説明、禁止事項等の留意事項を記載しております。

項目	内容
サービス提供時の支援及び対応について	原則として、事業者は利用者に対して、サービス提供時間における継続的なマンツーマンの職業指導及び支援はできかねます。
	原則として、事業者は利用者に対して、緊急時等のやむを得ない場合を除き医療行為を行いません。

	原則として、事業者は、事業者が指定する健康診断とサービス提供時間内の事故等のやむを得ない場合を除き、利用者の病院受診や、医師の診断説明等への付き添い及び同席はいたしません。
	原則として、事業者は利用者に対して金銭の貸与を行いません。
	事業者がサービス提供時間内に提供する食事について、譲渡や持ち帰りはできません。
	原則として、作業や日中活動に不要な私物及び貴重品の持ち込みはお断りしています。紛失や破損等について、事業者は責任を負いかねます。
	原則として、事業者は利用者に対して、サービス提供時間内の交友関係に制限を設けません。携帯電話及びスマートフォン等の連絡先の交換やプライベートの交流について、事業者は責任を負いかねます。
送迎サービスについて	事業者は、ステーション方式での送迎を実施しています。 原則として、利用者都合による送迎時間及び場所の変更や指定はできません。
	原則として、送迎場所での停留時間を越えての停車はいたしかねます。予め設定した送迎車両の到着時刻に利用者が来ていない場合、送迎車両は次のステーションに向けて発車いたします。送迎車両に乗り遅れた場合は、公共の交通機関や家族等による送迎を利用して通所していただく場合があります。
	利用者が、体調不良や情緒不安定等の理由から、他利用者と一緒に送迎車両に乗車することが困難であると事業者が判断した場合は、家族等に連絡のうえ、家族等による送迎を依頼する場合があります。
	事業者が、やむを得ない事由により送迎車両での送迎が困難な状況に陥った場合、家族等に連絡のうえ、家族等による送迎を依頼する場合があります。
	サービス提供時間内において、急激な天候の悪化や大規模な交通渋滞等が予測され、通常の送迎実施が困難であると事業者が判断した場合は、家族等に連絡のうえ、送迎時間の繰り上げ及び繰り下げをする場合があります。
事故等発生時の対応について	利用者が、サービス提供時間中に体調不良になり、感染症が疑われる場合は、当日のサービス提供を中止し、家族等に連絡のうえ、帰宅していただく場合があります。また、利用者が感染症の場合は、医師の診断に基づき、完治するまでの間のサービス利用をお断りする場合があります。
	利用者が、他利用者及び従業員への暴力行為や、事業所の設備・備品等への破壊行為等を行い、安全配慮の観点から利用者への当日のサービス提供が困難であると事業者が判断した場合は、サービス提供を中止し、家族等に連絡のうえ、帰宅していただく場合があります。
	利用者が病気、怪我等の理由でサービス提供時間内に病院を受診する必要が生じた場合、事業者は病院に同行したうえ、家族等に連絡し、利用者のその後の対応を依頼する場合があります。

	サービス提供時間内において、事業者が指定する活動場所以外で利用者が活動したことにより発生した事故等について、事業者は責任を負いかねる場合があります。
	原則として、サービス提供時間外に発生した利用者の事故やトラブルについて、事業者は対応いたしかねます。
サービス提供時間内の面会、外出及び早退等について	原則として、サービス利用に関する相談等で来所される場合は、事業者に対して事前に電話等でアポイントメントの取得をお願いします。
	原則として、サービス提供時間内の家族等の面会は、事業者から依頼した場合を除きお断りしています。やむを得ない事由がある場合は、事業者に対して事前に電話等でご連絡をお願いします。
	原則として、サービス提供時間内の利用者の外出はお断りしております。やむを得ない事由がある場合は、事業者に対して事前に電話等でご連絡をお願いします。原則として、外出する場合であっても、送迎車両による送迎は対応いたしかねます。
	利用者がサービス提供時間内に早退する場合は、事業者に対して事前に電話等でのご連絡をお願いします。原則として、早退する場合であっても、事業者が定める送迎時間外の送迎は対応いたしかねます。
臨時休業について	原則として、営業日であっても、兵庫県南部に気象警報が発令されている場合は臨時休業いたします。また、天変地異、豪雨・豪雪等による路面状況の悪化等により、安全なサービス提供ができないと事業者が判断した場合も臨時休業いたします。
禁止事項について	事業者が定める喫煙スペース以外での喫煙は固く禁止しております。
	サービス提供時間中の酒類の持ち込み及び飲酒は固く禁止しております。また、泥酔及び酒酔い状態の利用者のサービス利用はお断りしております。
	事業者は、利用者及びその家族等の思想や信仰について制限を設けません。ただし、他利用者及び事業者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動の一切を固く禁止しております。
その他	事業者は、利用者及びその家族等が、反社会的勢力に属する事実を確認した場合、サービス提供の中止及び契約解除をする場合があります。
	事業者は、利用者及びその家族等が、威力的な発言や行動を以って事業運営やサービス提供の変更を求めた場合、また発言や行為を以って事業者の名誉を著しく毀損した場合において、その事実を自治体等に報告のうえ、法的措置による解決を行う場合があります。

１９．その他

本重要事項説明書に記載のない項目については、協議のうえ対処します。